

帯広大谷短期大学運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）に、帯広大谷短期大学組織規則第5条の規定に基づき、帯広大谷短期大学運営会議（以下「短大運営会議」という。）について定めるものとする。

(任務)

第2条 短大運営会議は、学長の意思決定を補佐し、大学運営の円滑な遂行並びにその改善に関する業務を統括するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学則並びに諸規則・規程等の制定、改廃に関すること
- (2) 専任教員の任免に関すること
- (3) 学内組織の役職の任免に関すること
- (4) 教育課程の編成に関すること
- (5) 学科、学科課程・専攻の設置及び改廃に関すること
- (6) 広報及びホームページに関すること
- (7) 予算並びに決算に関すること
- (8) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (9) 本学の運営、運営の基本方針及び経営方針の企画立案・連絡調整に関すること
- (10) 本学の戦略的な運営・業務の改善のための総合的な企画及び調整に関すること
- (11) 本学教授会並びに本学に設置の学科、センター、委員会及び事務局等との連絡調整に関すること
- (12) 学外関係機関等との緊密な連携確保に関すること
- (13) その他学長が必要と認めた事項に関すること

(組織)

第3条 短大運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 事務局長
 - (4) 事務局次長及び総務課長
 - (5) その他学長が指名する教職員 若干名
- 2 短大運営会議に議長を置き、学長を充てる。
 - 3 議長は、短大運営会議の業務を総括する。
 - 4 短大運営会議に、副議長を置き、議長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 副議長は、副学長をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第4条 短大運営会議は、第3条第1項の各号に掲げる者以外の者の出席を求め、説明又は意見を

聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 第3条第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員の任期の終期は、学長の任期の末日までとする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(事務)

第6条 短大運営会議の事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、短大運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、短大運営会議の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、2013(平成25)年9月11日から施行する。

附 則

1 この規程は、2014(平成26)年12月18日に成立し、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2018(平成30)年7月23日に成立し、2018(平成30)年4月1日から施行する。